

一般社団法人日本私立看護系大学協会研究助成事業規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第4条第1項第1号に規定する事業活動に基づき、会員校における看護学研究者の育成と、看護学研究者のさらなる向上発展を奨励するため、研究助成金及び奨励金（以下「研究助成金」という。）の給付事業を行う。

(事業)

第2条 前条の目的達成のため、次の各号に掲げる給付事業を行う。

(1) 会員校の教員で、看護学に関し優れた研究を行ったものに対し、その功績をたたえる奨励金の給付

(2) 会員校の若手教員への研究助成金の給付

(3) 会員校の教員の国際学会における発表の助成金の給付

(募集の広報)

第3条 研究助成金の募集を会員校に通知するとともに、本法人ホームページ及び会報等に掲載するほか、適切な広報を行う。

(選考委員会)

第4条 研究助成金の給付候補者を選考するため、一般社団法人日本私立看護系大学協会委員会規程第2条第1項第2号に規定する研究活動委員会内に選考委員会を設ける。

2 選考委員は、若干名で構成され、理事、正会員及び会員校の教員より選出する。

3 選考委員は、第2条の事業ごとに若干名で構成され、選考委員長は本事業担当理事がその任に当たる。

4 選考委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、原則として3期にわたって継続することはできない。

5 選考委員会は、委員以外のものに専門的意見を求めることができる。

6 選考委員長は、選考経緯及び結果を理事会に報告し、理事会が給付対象者を決定する。

7 社員総会において選考結果を報告する。

(細則)

第5条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年11月2日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。